

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会・日本動脈硬化学会
高血圧・循環器病予防療養指導士実施細則

第1章 総則

第1条

高血圧・循環器病予防療養指導士試験の実施に関することをこの細則に定める。

第2章 認定試験

第2条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定試験実施日程と会場は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会で定める。

第3条

認定試験の申請締切日は試験実施月の3ヶ月前の15日とする。

第4条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験の受験を希望する者は申請締切日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験受験申請書
- 2) 認定規則第10条1)にて定められた資格の免許証、証明書あるいは登録書
- 3) 推薦書（推薦者と自身の所属先が異なる場合は、自身の所属先の在籍証明書も併せて提出のこと）。
- 4) 指導事例に関する報告書
申請者は下記①～③より1つを選んで申請書類を作成し、提出するものとする。
 - ① a) 指導例報告シート5症例提出
 - ② a) 指導例報告シート2症例提出と b)～c)のうち1事例の報告書を提出
 - ③ b)～c)のうち3事例の報告書を提出する
 - a) 申請日より過去10年間に実施した療養指導に基づく指導例報告
 - b) 申請日より過去3年間に企画、実施または講義を担当した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に関する指導者研修会あるいは市民向け講座、教室などに関する報告
 - c) 申請日より過去3年間に出版した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に関する専門誌およびテキスト、書籍の執筆に関する報告
- 5) 3学会のフォーラム、総会、学術集会の参加証の写し（氏名所属部分も送付すること）
- 6) 講習履修証明書
- 7) 振込領収書(写し)
- 8) 郵便はがき(認定事務局からの返信用)

第3章 認定更新

第5条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定更新をしようとする者は次の書類を最終年（5年目）の1月10日から3月31日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定更新申請書
- 2) 保有資格の免許証、証明書あるいは登録書
- 3) 取得単位総括表ならびに学会参加証明、講習履修証明
※ 申請に要する単位として30単位以上を取得すること。（別紙（註1）参照）
- 4) 活動実績報告総括表ならびに報告書類
※ 活動実績報告として合計10ポイント以上を提出すること。（別紙（註2）参照）
- 5) 振込領収書(写し)

第6条

更新申請者は更新申請の時点で、更新に必要な単位数の合計が30単位に満たない場合は、不足単位に関する取得見込みの予定を記載したものを付して更新申請書を提出することができる。

但し、最終年（5年目）の最終日（8月31日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

第7条

認定更新時に取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

第8条

更新申請者は高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、高血圧・循環器病予防療養指導士資格更新の保留をすることができる。

- 1) 更新の保留について
 - ・ 高血圧・循環器病予防療養指導士の認定更新の保留をしようとする者は最終年（5年目）の1月10日から3月31日までに保留を申し出ること。
 - ・ 保留期間は1年間とし保留期間内に所定単位を取得することで更新の申請をすることができる。
 - ・ 保留期間中は、高血圧・循環器病予防療養指導士を呼称することはできない。
 - ・ 更新申請は保留期間内に行うものとする。

- 2) 更新の保留延長について

出産、育児、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、証明書類を提出することで延長を申請することができる。

但し、この場合の保留期間の延長は最長3年までとする。

第4章 認定料、審査料、更新料など

第9条

審査料、認定料、更新料は下記に定める。

認定委員会事務局が受領した審査料、認定料、更新料、試験日講習受講料はいかなる理由においても返金しない。

審査料：15,000円(税込)

認定料：10,000円(税込)

更新料：10,000円(税込)

試験日講習受講料：5,000円(税込)

第5章 細則の改廃

第10条

この細則の実施に関して定められていない事項は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会で定めるものとする。

第11条

この細則は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会の議決を経て、変更することができる。

この細則は2018年12月23日 施行

2020年2月26日改訂

別紙

(註 1)

申請に要する単位として下記 I～IVより 30 単位以上を取得すること。

単位が取得できる学術集会ならびに講習会として以下のものを規定する。

申請時には所定の取得単位総括表(様式 1)に証明書類を添付の上、提出すること。

I. 本制度を主催する各学会の学術集会

1 回の参加で付与される単位数は 2 単位。4 単位以上の取得を必須とする。上限は定め
ない。参加証のコピーを提出すること。

II. 指定講習会、認定講習会

下記①②より 20 単位以上の取得を必須とする。

①指定講習会

- 1) 本制度を主催する各学会の学術集会同会期中に開催される高血圧・循環器病予防療
養指導士に関するプログラム(受講記録は認定単位手帳に記載すること)
- 2) 本制度を主催する各学会が主催する高血圧・循環器病予防療養指導士セミナー
(受講記録は認定単位手帳に記載すること)
- 3) 高血圧・循環器病予防療養指導士 Web セミナー(上限 15 単位。HP に掲載の申請手
順に則り、Web セミナー単位申請手続きを行うこと。)

②認定講習会

別途定める内規に基づき、認定委員会が認定した研修会への参加。(受講記録は認定
単位手帳に記載すること)

III. 認定外研修等

- ① 認定委員会が指定した関連学会学術集会への参加
- ② 上記 II 以外の講習会への参加

II 以外の療養指導に関する講習会等を受講し、所定の様式によるレポートを提出
して認定委員会が承認したものは更新単位として申請することができる。単位認
定申請は【申請前年の 10 月 31 日】までに所定の申請書類で申請を行う。

- (注)
- ・①②はいずれも 1 回の参加で付与される単位は 1 単位とする。
 - ・②の上限は 2 単位とする。
 - ・①②の合計の上限は 4 単位とする。

内容	必須単位、上限、備考	提出書類
I. 認定委員会を構成する学会の 学術集会	1回の参加で付与される単位数は2単位。 4単位以上取得必須。 上限は定めない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加証コピー
II. 指定講習会、認定講習会 ①指定講習会 ②認定講習会	20単位以上必須。 但し、WEBセミナーの上限は15単位。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会参加による単位取得の場合は認定単位手帳 ・ WEBセミナーの場合は単位認定証
III. 認定外研修等 ①認定委員会が指定した 関連学会学術集会への参加 ②上記II以外の講習会への参加	1回の参加で付与される単位数は1単位。 上記II以外の療養指導に関する講習会等を受講し、所定の様式によるレポートを提出して認定委員会が承認したものは更新単位として申請することができる。 1回の参加で付与される単位数は1単位。 上限は2単位。 ※①②の合計の上限は4単位。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加証コピー ・ 単位認定証

(註2)

活動実績報告として、合計 10 ポイント以上提出すること。

高血圧・循環器病予防療養指導士としての活動実績として以下のものを規定する。

活動実績		提出書類
①指導症例報告	1 症例につき 1 ポイント	・ 指導症例報告 (様式 5)
②教育活動報告		
(ア) 講義・講演等 (※1)	1 回につき 1 ポイント ※上限 5 ポイント	・ 教育活動報告 (様式 6) ・ 内容証明書類
(イ) 研修・事業等の 企画・運営 (※2)	1 回につき 2 ポイント	・ 教育活動報告 (様式 6) ・ 内容証明書類
③研究活動報告		
(ア) 学会発表 (症例報告も可)	1 回につき 2 ポイント (但し共同演者の場合は 1 ポイント)	・ 研究活動報告[学会発表] (様式 7) ・ 抄録
(イ) 学術論文	1 回につき 3 ポイント (但し共同演者の場合は 2 ポイント)	・ 研究活動報告[論文等] (様式 8) ・ 論文別刷

※1：②教育活動報告

(ア) 講義・講演など

施設内研修の講師、教育機関での講義も可。

教育機関で授業として実施する講義については、前期科目を担当した場合、後期科目を担当した場合につき、それぞれ 1 回分の活動実績として認める (複数年の申請可)。

内容証明書類として、申請者が担当したことが証明できる講義案内、講義テキスト、講義レジュメ等を添付のこと。

※2：②教育活動報告

(イ) 研修・事業等の企画・運営

単年度一事業ごとに 1 回分の活動実績として認める (複数年の申請可)。